

御殿場市体育館清掃業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容及び面積

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 日常清掃業務 | 8, 313 m ² |
| (2) 定期床清掃業務 | 7, 636 m ² |

3 業務実施方法

(1) 共通事項

- ① 施設の良い環境衛生の維持と建物の保全に努める。
- ② 作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ 休館日は、特に委託者の指示ある場合を除き、業務は行わない。
- ④ 清掃基準表を作成し、清掃面積、清掃種別ごとの実施範囲等の清掃業務において委託者・受託者双方に疑義に生じないようにしなければならない。

(2) 日常清掃業務

- ① 休館日又は委託者の指定する日を除き、毎日立体的清掃作業を実施する。
- ② 委託者の業務又は第三者に影響が出ないように作業を実施する。
- ③ 汚れの状況に応じて常に巡回を実施し、随時必要な清掃を実施、施設を清潔な状態に確保する。
- ④ 床面の拭き掃除を中心とし、掃除機による吸塵及び周囲の扉等の拭き掃除を行う。

(3) 定期床清掃業務

- ① 作業は、年1回とし休館日のうち委託者の指定した日時とする。
- ② 作業回数は、使用頻度又は汚れの状況により甲・乙協議の上、増減できるものとする。
- ③ 床面の洗浄及びワックス塗布を中心とする。

(4) 特記事項

- ① 作業終了後は必ず作業日報を提出する。
- ② 清掃作業に必要な機械、器具及び消耗品等は受託者の負担とする。

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市体育館ガラス清掃業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
外周窓ガラス清掃業務
- 3 作業回数
外周窓ガラス清掃業務 年1回
- 4 作業日程
委託者及び受託者双方が協議の上、決定した日程
- 5 清掃方法
 - ① 適正洗剤等で汚れを除去し、ウエス又はスクイージー等で仕上げ拭きする。
 - ② 拭き残しがないよう十分に注意する。
- 6 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市体育館キャットウォーク清掃業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
キャットウォーク清掃業務
- 3 作業回数
衛生状態の確認 年1回
- 4 作業内容
清潔な状態を維持する事
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市体育館機械警備業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

- (1) 侵入異常の監視、侵入異常を感知した場合の対処と警察機関への通報及び事態の拡大防止
- (2) 火災監視、火災異常を感知した場合の対処と消防機関への通報及び事態の拡大防止
- (3) 設備の終日監視、異常を感知した場合の対処と関係先への通報
- (4) 警備実施事項の報告
- (5) 警備は機械警備とする
- (6) 警備基準時間 警備開始午後9時30分から警備終了翌日午前8時
ただし、上記基準時間に限らず警備開始の連絡を受けた場合は変更するものとする。
- (7) 休館日については終日警備を実施する。
- (8) 設置した警備機器の保守点検を行い、常に良好な作動状態を確保すること。

3 損害賠償

警備実施中、明らかに警備受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

4 その他

細部にわたる業務項目については、委託者・受託者双方において協議し、その合意結果を書面にし、機械警備業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

- (1) 高圧受電設備維持管理
- (2) 自家用電気工作物保守業務
- (3) 非常用自家発電設備の点検
- (4) 上記設備の点検結果報告
- (5) 自家用電気工作物等に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検頻度

- (1) 月次点検 月1回
 - (2) 年次点検A 年1回
 - (3) 年次点検B 3年1回
- ※法改正により変更の可能性有

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

点検、測定及び試験の基準表を作成し、自家用電気工作物、点検方法、点検種別を明記し保安業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

建築物定期報告業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定及び県が指定する建築物に基づく、建築物、建築設備等の調査及び定期報告。

- (1) 建築物
- (2) 建築設備等
- (3) 上記の調査を行い、静岡県に報告すること。

3 点検回数

- (1) 点検 2年に1回（令和歴奇数年度）
- (2) 点検 年1回

4 その他

作業仕様書を作成し、点検設備、点検方法、点検種別を明記し点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館非常用ディーゼル発電機点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
消防法に基づく非常用ディーゼル発電機設備の点検及び報告
- 3 点検回数
 - (1) 総合点検 年1回
 - (2) 外観及び機器点検 年1回
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
作業仕様書を作成し、点検設備、点検方法、点検種別を明記し保点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館自動火災報知設備等保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
消防法に基づく自動火災報知設備及び非常用放送設備等の保守点検及び報告
- 3 点検設備
 - (1) 自動火災報知設備
 - (2) 非常用放送設備
 - (3) 誘導灯設備
 - (4) 消火器設備
 - (5) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 4 点検回数
 - (1) 機器点検・総合点検 年1回
 - (2) 機器点検 年1回
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館屋内消火栓設備等保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
消防法に基づく屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の保守点検及び報告
- 3 点検設備
 - (1) 屋内消火栓設備
 - (2) スプリンクラー設備
 - (3) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 4 点検回数
 - (1) 機器点検 年1回
 - (2) 総合点検・機器点検 年1回
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館空調設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

- (1) 空調設備、換気設備及び給湯器（ガス・電気）の保守点検及び報告
- (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検設備及び点検回数

- (1) 空調設備機器 年2回
- (2) 換気設備機器 年2回
- (3) 給水・給湯設備機器 年1回（水飲み器、ガス・電気給湯器、加圧ポンプ）

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館自動扉開閉装置保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
 - (1) 自動扉開閉装置の保守点検及び報告
 - (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 3 点検設備及び点検回数
自動扉開閉装置 年2回
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館浄化槽及び中継ポンプ槽維持管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

(1) 浄化槽設備の維持管理及び報告

(浄化槽規模360人槽・中継ポンプ槽 容量1.5m³)

(2) 上記設備及び周辺設備（ブロワ・制御盤・各ポンプ等）に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検設備及び点検回数

浄化槽設備の維持管理 週1回

中継ポンプ槽設備の維持管理

・維持管理 週1回

・清掃 年2回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市体育館外周敷地等管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

- (1) 外周敷地内植栽部分の除草及び低木と高木の剪定・整枝業務
- (2) 上記(1)で発生した、廃棄物の回収処分
- (3) 上記(1)及び(2)の作業報告

3 作業回数

- (1) 植栽剪定・整枝 年2回
- (2) 人力除草 年5回
- (3) 草刈り 年2回
- (4) 殺虫剤散布 年2回
- (5) 除草剤散布 年1回

※上記の内容については、目安とし、状況に応じ対応すること。

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

- (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
- (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、法令順守を徹底すること。

御殿場市体育館駐車場等除雪業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1
- 2 業務内容
委託者の指示に基づき、建設用機械等を使用した除雪作業の実施
- 3 業務実施時期
委託者が指示した時期
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市東運動場浄化槽施設維持管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市東運動場 御殿場市深沢 2 9 5 - 1

2 業務内容

(1) 浄化槽設備維持管理及び報告（浄化槽規模 5 0 人槽）

※令和 5 年度工事により容量が変更する可能性あり

(2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検設備及び点検回数

浄化槽設備維持管理 3 ヶ月 1 回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市東運動場 A コート芝管理業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市深沢 2 9 5 - 1 御殿場市東運動場
- 2 業務内容
委託者の指示に基づき、A コート芝生の管理作業
- 3 業務実施時期及び作業箇所
委託者が指示した時期及び作業箇所
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
 - (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
 - (2) 作業により生じた廃棄物処分は、法令を順守し適切に行うこと。

御殿場市東運動場電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安対象 御殿場市東運動場 御殿場市深沢 2 9 5 - 1

2 業務内容

- (1) 高圧受電設備維持管理
- (2) 自家用電気工作物保守業務
- (3) 上記設備の点検結果報告
- (4) 自家用電気工作物等に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検頻度

- (1) 月次点検 月 1 回
- (2) 年次点検 A 年 1 回
- (3) 年次点検 B 3 年 1 回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

点検、測定及び試験の基準表を作成し、自家用電気工作物、点検方法、点検種別を明記し保安業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市東運動場消火設備等保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市深沢 2 9 5 - 1
- 2 業務内容
消防法に基づく消火設備の保守点検及び報告
- 3 点検設備
 - (1) 消火器
 - (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 4 点検回数
 - (1) 総合点検・機器点検 年 1 回
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市東運動場外周草刈り・除草業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市東運動場 御殿場市深沢295-1
- 2 業務範囲
御殿場市東運動場 Aコート外周及びBコート並びに同コート外周
- 3 業務内容
 - (1) Aコート外周草刈り及び除草芝生管理
 - (2) Bコート除草剤散布(約7,200㎡)
 - (3) 上記(1)及び(2)で発生した、廃棄物の回収処分
 - (4) 上記(1)及び(2)の作業報告
- 4 作業回数及び作業時期
年2回(4月から10月の間)
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
 - (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
 - (2) 作業により生じた廃棄物処分は、法令を順守し適切に行うこと。

御殿場市東運動場照明塔点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市深沢 2 9 5 - 1 御殿場市東運動場
- 2 業務範囲
照明塔 6 基
- 3 業務内容
 - (1) 地上における点灯状況調査
 - (2) 塔上における目視点検
 - (3) 塔上におけるボルト類締付け状況点検及び増締め
 - (4) 職員巡回により点検
 - (5) 業者による修繕対応
 - (6) 上記作業における報告
- 4 業務実施時期及び作業箇所
委託者が指示した時期
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市南運動場浄化槽施設維持管理業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市南運動場 御殿場市杉名沢 6 6 4 - 1
- 2 業務内容
 - (1) 浄化槽設備維持管理及び報告（浄化槽規模 3 0 人槽）
 - (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 3 点検設備及び点検回数
浄化槽設備維持管理 3 ヶ月 1 回
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市南運動場電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安対象 御殿場市南運動場 御殿場市杉名沢 6 6 4 - 1

2 業務内容

- (1) 高圧受電設備維持管理
- (2) 自家用電気工作物保守業務
- (3) 上記設備の点検結果報告
- (4) 自家用電気工作物等に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検頻度

- (1) 月次点検 月 1 回
- (2) 年次点検 A 年 1 回
- (3) 年次点検 B 3 年 1 回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

点検、測定及び試験の基準表を作成し、自家用電気工作物、点検方法、点検種別を明記し保安業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市南運動場照明塔点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市南運動場 御殿場市杉名沢 6 6 4 - 1
- 2 業務範囲
照明塔 7 基
- 3 業務内容
 - (1) 地上における点灯状況調査
 - (2) 塔上における目視点検
 - (3) 塔上におけるボルト類締付け状況点検及び増締め
 - (4) 職員巡回により点検
 - (5) 業者による修繕対応
 - (6) 上記作業における報告
- 4 業務実施時期及び作業箇所
委託者が指示した時期
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場及びテニスコート清掃業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場及び中央テニスコート

御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4

2 業務内容及び面積

(1) 日常清掃業務 2, 3 1 4. 4 m²

(2) 定期床清掃業務 3, 6 4 2 m²

3 業務実施方法

(1) 共通事項

- ① 施設の良い環境衛生の維持と建物の保全に努める。
- ② 作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ③ 休場日は、特に委託者の指示ある場合を除き、業務は行わない。
- ④ 清掃基準表を作成し、清掃面積、清掃種別ごとの実施範囲等の清掃業務において委託者・受託者双方に疑義に生じないようにしなければならない。

(2) 日常清掃業務

- ① 休場日又は委託者の指定する日を除き、毎日立体的清掃作業を実施する。
- ② 委託者の業務又は第三者に影響が出ないように作業を実施する。
- ③ 汚れの状況に応じて常に巡回を実施し、随時必要な清掃を実施、施設を清潔な状態に確保する。
- ④ 床面の拭き掃除を中心とし、掃除機による吸塵及び周囲の扉等の拭き掃除を行う。

(3) 定期床清掃業務

- ① 作業は、年 1 回とし休場日のうち委託者の指定した日時とする。
- ② 作業回数は、使用頻度又は汚れの状況により甲・乙協議の上、増減できるものとする。
- ③ 床面の洗浄及びワックス塗布を中心とする。

(4) 特記事項

- ① 作業終了後は必ず作業日報を提出する。
- ② 清掃作業に必要な機械、器具及び消耗品等は受託者の負担とする。

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市陸上競技場窓ガラス清掃等業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務内容

- (1) 外周窓ガラス清掃業務
- (2) カーペットクリーニング業務
- (3) スタンド清掃業務

3 作業回数

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 外周窓ガラス清掃業務 | 年1回 |
| (2) カーペットクリーニング業務 | 年1回 |
| (3) スタンド清掃業務 | 年1回 |

4 作業日程

委託者及び受託者双方が協議の上、決定した日程

5 清掃方法

- (1) 窓ガラス清掃業務
 - ① 適正洗剤等で汚れを除去し、ウエス又はスクイージー等で仕上げ拭きする。
 - ② 拭き残しがないよう十分に注意する。
- (2) カーペットクリーニング業務
 - ① カーペット床面の除塵後、適正洗剤にて洗浄する。
 - ② 著しい汚れ（汚損部分）は、適正洗剤にて特に洗浄する。
- (3) スタンド清掃業務
 - ① 座席を適正洗剤等で汚れを除去し、仕上げ拭きする。
 - ② スタンド床面、階段及び通路を適正洗剤等で汚れを除去する。

6 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

御殿場市陸上競技場機械警備業務仕様書

1 警備対象 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4

2 業務内容

- (1) 侵入異常の監視、侵入異常を感知した場合の対処と警察機関への通報及び事態の拡大防止
- (2) 火災監視、火災異常を感知した場合の対処と消防機関への通報及び事態の拡大防止
- (3) 警備実施事項の報告
- (4) 警備は機械警備とする
- (5) 警備基準時間 警備開始午前 8 時 30 分から警備終了翌日午前 8 時 30 分
ただし、上記基準時間に限らず警備開始の連絡を受けた場合は変更するものとする。
- (6) 休場日については終日警備を実施する。
- (7) 設置した警備機器の保守点検を行い、常に良好な作動状態を確保すること。

3 損害賠償

警備実施中、明らかに警備受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

4 その他

細部にわたる業務項目については、委託者・受託者双方において協議し、その合意結果を書面にし、機械警備業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安対象 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務内容

- (1) 高圧受電設備維持管理
- (2) 自家用電気工作物保守業務
- (3) 非常用自家発電設備の点検
- (4) 上記設備の点検結果報告
- (5) 自家用電気工作物等に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検頻度

- (1) 月次点検 年6回
- (2) 年次点検 A 年1回
- (3) 年次点検 B 3年1回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

点検、測定及び試験の基準表を作成し、自家用電気工作物、点検方法、点検種別を明記し保安業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場非常用ディーゼル発電機点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4
- 2 業務内容
消防法に基づく非常用ディーゼル発電機設備の点検及び報告
- 3 点検回数
 - (1) 総合点検 年1回
 - (2) 外観及び機器点検 年1回
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
作業仕様書を作成し、点検設備、点検方法、点検種別を明記し保点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場浄化槽維持管理業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4
- 2 業務内容
 - (1) 浄化槽設備の維持管理及び報告 浄化槽規模 2 9 4 人槽
 - (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 3 点検設備及び点検回数
浄化槽設備の維持管理 2 週 1 回
- 4 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場自動火災報知設備等保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4
- 2 業務内容
消防法に基づく自動火災報知設備及び非常用放送設備等の保守点検及び報告
- 3 点検設備
 - (1) 自動火災報知設備
 - (2) 非常用放送設備
 - (3) 誘導灯設備
 - (4) 屋内消火栓設備
 - (5) 消火器設備
 - (6) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 4 点検回数
 - (1) 機器点検・総合点検 年1回
 - (2) 機器点検 年1回
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場空調設備等保守点検業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務内容

- (3) 暖房設備、排気設備及び給湯用ボイラーの保守点検及び報告
- (4) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検設備及び点検回数

- (1) 空調設備機器 年2回
- (2) 給水・給湯設備機器 年1回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場外周敷地等管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務範囲

御殿場市陸上競技場並びに中央テニスコート外周敷地内

3 業務内容

- (1) 芝生管理 (約7,000㎡)
- (2) 植栽部分の除草及び低木と高木の剪定・整枝業務
- (3) 上記(1)で発生した、廃棄物の回収処分
- (4) 上記(1)及び(2)の作業報告

4 作業回数及び作業時期

- (1) 化学肥料散布 年3回(7月,8月,翌年3月)
- (2) 有機肥料散布 年2回(4月から5月,10月)
- (3) 除草剤散布 適宜(年3回)
- (4) 殺虫剤散布 適宜(年3回)
- (5) 殺菌剤散布 適宜(年2回)
- (6) 赤錆病予防薬散布 適宜(年1回)
- (7) 芝刈り 年10回(月2回…5月・6月・7月・8月
月1回…9月・10月)

※ただし、陸上競技場インフィールドは、年20回(月3~4回…5月・6月・7月・8月、9月、月2回…10月、月1回…4月)

- (8) 生垣剪定 年2回(6月,10月)
- (9) 低木・高木整 年3回(4月,5月,11月)
- (10) 人力除草 年5回(5月,6月,7月,8月,9月)
- (11) 落葉清掃 年4回(10月,11月,12月,1月)

※上記の内容については、目安とし、状況に応じ対応すること。

5 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

6 その他

- (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
- (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、法令順守を徹底すること。

御殿場市陸上競技場芝管理業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4
- 2 業務内容
委託者の指示に基づき、インフィールドの芝の管理作業
- 3 業務実施時期
委託者が指示した時期
- 4 業務実施箇所（面積）
委託者が指示した作業箇所（面積）
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
 - (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
 - (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、法令順守を徹底すること。
 - (3) 作業費用の見積りは、作業面積、1平米あたりの芝並びに工賃の単価を明記すること。

御殿場市陸上競技場除草等業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4
- 2 業務内容
委託者の指示に基づいた除草作業及び植栽剪定等業務
- 3 業務実施時期
委託者が指示した時期
- 4 業務実施箇所
委託者が指示した作業箇所
- 5 損害賠償
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
 - (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
 - (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、委託者の指示に従うこと。
 - (3) 作業費用の見積りは、1人あたりの作業単価等を明記すること。

御殿場市陸上競技場等照明塔点検業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務範囲

- (1) 陸上競技場照明塔 4基
- (2) 中央テニスコート照明塔 10基

3 業務内容

- (1) 地上における点灯状況調査
- (2) 塔上における目視点検
- (3) 塔上におけるボルト類締付け状況点検
- (4) 職員巡回により点検
- (5) 業者による修繕対応
- (6) 上記作業における報告

4 業務実施時期及び作業箇所

委託者が指示した時期

5 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

6 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場写真判定装置等点検業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務対象

- | | |
|------------------|----|
| (1) 写真判定装置 | 一式 |
| (2) YO式スタート発信装置 | 一式 |
| (3) スターター拡声装置 | 一式 |
| (4) デジタル風速計 | 一式 |
| (5) 超音波風速計 | 一式 |
| (6) ゴールタイマーⅢ | 一式 |
| (7) レーンナンバー表示盤 | 一式 |
| (8) 全自動ピストル | 一式 |
| (9) フィールド制限時間告知器 | 一式 |

3 業務内容

保守対象設備の点検及び点検整備に必要な消耗部品の交換

4 業務実施回数

年1回

5 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

6 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

御殿場市陸上競技場写真判定装置オーバーホール業務仕様書

1 業務場所 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢658-4

2 業務対象

- | | |
|---|----|
| (1) 本体制御ユニット (外観・配線形態・変動試験 ・CPU 設定調整・HDD テスト等) | 一式 |
| (2) カメラヘッド (外観・配線形態・変動試験・機能調整) | 一式 |
| (3) 中継ユニット (外観・配線形態・機能調整) | 一式 |
| (4) 付属機器 (データプリンター試験・設定確認等) | 一式 |
| (5) 総合動作テスト (レーススタート・映像テスト ・判定操作・エラーチェック等) | 一式 |

3 業務内容

保守対象設備の工場引き上げ点検・調整 (分解・清掃・テスト・組立・調整)

4 業務実施回数

年1回

5 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

6 その他

- (1) 作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。
- (2) 平成18年度(2006年度日本陸上競技連盟ルールブック記載)より写真判定装置の取扱につきまして、年1回の検査が義務付けられました。

浄化槽清掃仕様書

1 業務場所

(1) 御殿場市東運動場 御殿場市深沢 2 9 5 - 1

浄化槽形式 分離ばっ気方式

人 槽 5 0 人槽

容 量 7. 0 m³

※令和 5 年度工事により容量が変更する可能性あり

(2) 御殿場市南運動場 御殿場市杉名沢 6 7 2

浄化槽形式 分離接触ばっ気方式

人 槽 3 0 人槽

容 量 4. 4 m³

2 業務内容

- ・ 浄化の過程で発生する汚泥などの汚れを清掃する。
- ・ 水質悪化の予防のために年 1 回以上実施する。

3 実施回数

年 1 回

汚泥抜き取り仕様書

1 業務場所

(1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 670-1

浄化槽形式 担体流動方式

人 槽 360人槽

浄化槽容量 48 m³

中継汚水ポンプ槽

中継ポンプ吐出量 210 L/min

容 量 1.5 m³

実施回数 年2回

(2) 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 658-4

浄化槽形式 接触ばっ気方式

人 槽 294人槽

容 量 46 m³

2 業務内容

槽内に蓄積する汚泥を必要に応じて抜き取りを実施する。

3 実施回数

年1回

浄化槽法定検査仕様書

1 業務場所

- (1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 6 7 0 - 1

浄化槽形式 担体流動方式

人 槽 3 6 0 人槽

浄化槽容量 4 9 m³

- (2) 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4

浄化槽形式 接触ばっ気方式

人 槽 2 9 4 人槽

浄化槽容量 4 6 m³

- (3) 御殿場市東運動場 御殿場市深沢 2 9 5 - 1

浄化槽形式 分離ばっ気方式

人 槽 5 0 人槽

浄化槽容量 7. 0 m³

※令和 5 年度工事により形式等が変更する可能性あり

- (4) 御殿場市南運動場 御殿場市杉名沢 6 7 2

浄化槽形式 分離接触ばっ気方式

人 槽 3 0 人槽

浄化槽容量 4. 4 m³

2 業務内容

浄化槽法第 11 条の規定に基づき、浄化槽法定検査を実施する。

3 実施回数

年 1 回

貯水槽の清掃、設備点検及び法定検査仕様書

1 業務場所

(1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 670-1
貯水槽 受水槽 30t

(2) 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 658-4
貯水槽 受水槽 30t

2 業務内容

- ・ 必ず有資格者を配置し、その指示のもとに作業を遂行する。
- ・ 作業員は、作業衣、マスク、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用する。
- ・ なお、事前に必ず赤痢菌、サルモネラ菌、0-157について保菌検査を受け、すべて陰性者であること。
- ・ 清掃完了後、水質検査を実施し報告書等を提出する。

3 実施回数

年1回

体育器具の点検仕様書

1 業務場所 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢670-1

2 業務内容

- (1) 体育館に保有する体育器具及びトレーニング器具の性能・安全性を維持するため、保守点検、調整を実施する。
- (2) 下記の書類を提出する。
 - ① 器具保守点検結果報告書
 - ② 体育館施設器具保守点検表
 - ③ トレーニング器具保守点検表

3 実施回数

年1回

少量危険物貯蔵取扱所検査仕様書

1 業務場所

御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4

政令区分 少量危険物貯蔵取扱所

容 量 9 5 0 0 (灯油)

2 業務内容

(1) 消防法第 14 条の 3 の 2 に基づく地下タンクの清掃、地下埋設配管の異常の有無の確認を実施する。必ず危険物取扱者を選任すること。

(2) 下記の書類を提出する。

地下タンク等定期点検実施結果報告書

3 実施回数及び時期

3 年毎 1 回

御殿場市陸上競技場 (平成 29 年)

エレベーター保守点検仕様書

1 業務場所

(1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 670-1

取付品 三菱機械室レスエレベーター AXIEZ

2 業務内容

(1) エレベーターの保守点検及び報告

(2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検回数

月次点検 月1回

年次点検 年1回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

太陽光発電電気工作物保安管理業務仕様書

1 業務場所

(1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 670-1

取付品 太陽光電池モジュール
接続機能付パワーコンディショナー
交流集電箱
データ計測装置

2 業務内容

- (1) 太陽光発電電気工作物の保守点検及び報告
- (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な報告、復旧対応

3 点検回数

月次点検 月 1 回
年次点検 年 1 回

4 報告

年に 1 度市に 4 月から翌年 3 月までの月ごとの売電金額を報告すること

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

AED（自動体外式除細動器）保守点検仕様書

1 業務場所

- (1) 御殿場市体育館 御殿場市茱萸沢 6 7 0 - 1
- (2) 御殿場市陸上競技場 御殿場市茱萸沢 6 5 8 - 4
- (3) 東運動場 御殿場市深沢 2 9 5 番地の 1
- (4) 南運動場 御殿場市杉名沢 6 6 4 番地の 1

2 業務内容

AED（自動体外式除細動器）を常時使用できるように点検を行うこと

取付品 AED本体

電極パッド 2組

キャリングバッグ

救命セット一式

(タオル・ハサミ・蘇生用マウスピース・剃刀・ペーパータオル
・手袋 等)

3 実施回数

毎日

4 その他

AEDは指定管理者の責任で設置すること、また、既設のAED（自動体外式除細動器）については賃貸借契約を承継すること